

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮世帯等の子どもたちが、将来への希望を持って就学又は就労ができるように支援するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第7条第2項第2号の規定に基づき実施する我孫子市子どもの学習支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学習支援員 子どもの学習を支援することについて理解及び熱意を有する者のうちから、市長が適任と認めて登録したものをいう。
- (2) 学習支援団体 子どもの学習を支援する活動に自主的に取り組む団体のうちから、市長が適任と認めて登録したものをいう。

(対象者)

第3条 本事業による支援（以下「学習支援」という。）を受けることができる者は、本市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護受給世帯に属する小学生、中学生又は高校生
- (2) 生活困窮状態（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある状態をいう。）にあり、養育環境に課題を抱える世帯に属する小学生、中学生又は高校生
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による就学援助を受けている世帯に属する小学生又は中学生
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が学習支援を行う必要があると認める者

(学習支援の内容)

第4条 学習支援の内容は、次のとおりとし、教室形式による個別指導を原則とする。

- (1) 進学を支援すること。
- (2) 学校の勉強の復習、宿題等の習慣付けをすること。
- (3) 基礎的な事項の学び直しを支援すること。

2 学習支援の教室は、原則として毎週1回程度開催し、1回当たりの時間は、2時間を基本とす

る。ただし、災害その他特別な事情により、教室の開催が困難であると市長が認めたときは、当該教室を開催しないことができる。

(利用の申込み及び承認)

第5条 本事業を利用しようとする者の保護者は、我孫子市子どもの学習支援事業利用申込書兼同意書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書兼同意書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 学習支援を受けようとする者が高校生であることを証する書類(当該者が高校生の場合に限る。)

(2) その他市長が必要があると認める書類

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、本事業の利用の適否を決定し、その結果を我孫子市子どもの学習支援事業利用承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(利用料等)

第6条 本事業の利用料は、無料とする。ただし、本事業の利用に係る交通費及びイベント等に参加する場合の食材料費その他の実費相当額については、本事業を利用する者(以下「利用者」という。)の属する世帯の負担とする。

(利用の辞退)

第7条 利用者の保護者は、本事業の利用を辞退しようとするときは、我孫子市子どもの学習支援事業利用辞退届(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

(学習支援員及び学習支援団体の登録)

第8条 学習支援員の登録を受けようとする者は、我孫子市学習支援員登録申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。

(1) 身分を証する書類の写し

(2) 通帳の写し

2 学習支援団体の登録を受けようとする者は、我孫子市学習支援団体登録申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。

(1) 団体規約、会則、定款等

(2) 団体の代表者に係る身分を証する書類の写し

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の可否を決定し、その結果を我孫子市学習支援員・団体登録決定(却下)通知書(様式第6号)により、

当該申請をした者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第9条 学習支援員及び学習支援団体は、本事業を実施したときは、市長が別に定めるところにより、その実施状況を報告しなければならない。

(報償)

第10条 市長は、学習支援員が学習支援を行ったときは、1回につき500円の報償を支払うものとする。

(個人情報保護)

第11条 学習支援員及び学習支援団体の構成員は、本事業により知り得た個人に関する情報については、適切に管理し、これを漏らしてはならない。学習支援員及び学習支援団体の構成員でなくなった後も、同様とする。

(登録の変更及び抹消)

第12条 学習支援員及び学習支援団体は、登録した事項に変更があった場合又は登録の抹消を希望する場合は、我孫子市学習支援員・団体登録事項変更(抹消)届(様式第7号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(学習支援コーディネーター)

第13条 本事業の円滑な推進を図るため、学習支援コーディネーター(以下この条において「コーディネーター」という。)を配置する。

2 コーディネーターは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 利用者に対する適切な支援及び指導
- (2) 学習支援員及び学校その他の関係機関との連携
- (3) 学習支援団体との調整

3 コーディネーターは、我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第8号)第2条第3号に規定するパートタイム会計年度任用職員とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。